

# 「時間外特別料金」の徴収について(お願い)

公立藤岡総合病院は、二次救急医療機関として救急外来を開設し、入院を必要とする緊急性の高い患者さんを24時間体制で診療を行っています。

しかし、**夜間・休日の救急外来**では、緊急性の低い患者さんの受診が多いため、本来の目的である重症患者さんへの対応に支障をきたしています。

このような状況を改善し、大切な救急医療体制を守り、地域の皆さまに安全で質の高い医療を提供するために、やむを得ない措置として、緊急性の低い患者さんの受診には、**通常の診療費とは別に「時間外特別料金」**を徴収させていただきます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

- 徴収開始日 平成26年7月1日
- 徴収金額 3,780円(税込み)
- 徴収対象時間 平日・・・18時から翌日8時  
土曜日、日曜日、祝日、年末年始・・・終日
- 徴収対象外 ①入院となった場合  
②他院から救急外来受診のための紹介状を持参した場合  
③当院及び外来センター医師から注射・処置等のため救急外来を受診するよう指示された場合  
④当院及び外来センターで当日受診があり、症状増悪によって救急外来を受診する場合



多野藤岡医療事務市町村組合

公立藤岡総合病院

(問い合わせ) 医事情報課

☎ 0274-22-3311